

令和2年3月31日

教職員の皆様へ

法人事務局法人管理部人事課

市大承継教職員等の休暇・休職制度等の改正について

市大承継教職員等の休暇・休職制度等の改正について、以下のとおりお知らせします。

1. 改正内容

別添資料1「教職員区分ごとの改正内容」のとおり。

2. 実施時期

2020年（令和2年）4月1日

【参考資料】

別添資料2「市大承継教職員・市大区分教職員の休暇制度等（令和2年4月～）」

別添資料3「特定職員の休暇制度等（令和2年4月～）」

別添資料3-1「自己啓発等休業制度について」

別添資料4「特定有期雇用教職員の休暇制度等（令和2年4月～）」

別添資料5「短時間勤務教職員の休暇制度等（令和2年4月～）」

別添資料6「臨時雇用職員の休暇制度等（令和2年4月～）」

◆問い合わせ先◆

・法人事務局法人管理部人事課（市立大学） 人事給与制度担当

電話 06-6605-3670